

和歌山東公園

指定管理者 募集要項

令和 8 年

都市建設局 都市計画部 公園緑地課

【 目 次 】

1	募集目的	1 ページ
2	施設の概要	1 ページ
3	指定期間	1 ページ
4	設置目的	1 ページ
5	指定管理の基本的な考え方	1 ページ
6	指定管理者が行う業務	1 ページ
7	従事者に必要な資格及び配置基準	2 ページ
8	指定管理者の応募資格等	2 ページ
9	決定までのスケジュール	4 ページ
10	募集要項の配布期間	4 ページ
11	現地説明会	4 ページ
12	質問事項受付期間及び回答方法	5 ページ
13	指定申請書等の提出	5 ページ
14	応募者による提案	8 ページ
15	指定管理者の選定方法	8 ページ
16	指定管理者の選定基準	9 ページ
17	選定結果の通知・公表	10 ページ
18	和歌山東公園管理運営に係る指定管理者と本市のリスク分担	10 ページ
19	その他の事項	12 ページ
20	問い合わせ先	12 ページ

和歌山東公園指定管理者募集要項

1 募集目的

和歌山東公園（以下、「東公園」という。）の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び「和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成24年条例第4号）」第2条の規定により、東公園の管理運営業務を行う指定管理者を募集する。

2 施設の概要

- (1) 名称 和歌山東公園
- (2) 所在地 和歌山市北出島133番地
- (3) 公園規模 面積46,779㎡
- (4) 主な施設 市民球場、体育館、多目的広場、子供広場、庭園、駐車場（155台）、外周道路
- (5) 特色 緑に包まれた野球場、屋内スポーツ場（体育館）のスポーツを目的としたゾーンと、市民が自由に散策し楽しめるゾーン。

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

4 設置目的

公共の福祉の増進に資することを目的として設置。

5 指定管理の基本的な考え方

- (1) 市民の体力・健康づくりやスポーツ振興の拠点となるような管理運営に努めること。
- (2) 施設の設置目的を効果的に達成し、効率的・弾力的運用を行い、経費の削減に努めること。
- (3) 利用者の平等な利用が確保できるように努めること。
- (4) 地域住民及び利用者の意見を管理運営に反映させ、市民サービスの向上に努めること。
- (5) 地域住民及び利用者の安全を十分に図り、清潔で快適な環境を提供すること。
- (6) 施設の利用促進を積極的に図ること。
- (7) 和歌山市が主催または共催する事業については、優先して利用できるよう配慮すること。
- (8) 個人情報の保護を徹底すること。

6 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理業務

- ①施設の受付及び利用の受付（減額・免除申請含む）
- ②許可に関する業務（減額・免除申請除く）
- ③管理施設の利用料金徴収に関する業務
- ④施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑤指定管理の引継ぎに関する業務

- ⑥モニタリングに関する業務
- ⑦事業報告書等の提出に関する業務
- ⑧その他施設の管理に関して市長が必要と認める業務

(2) 留意事項

- ①業務内容の詳細については、和歌山東公園指定管理者業務仕様書（以下、「仕様書」という。）を参照すること。
- ②管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、業務の一部について、市長の承認を受けた上で、専門の事業者に出向させることは可能であるが、この場合の事業者は、本市の登録業者に限る。
- ③業務報告書等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合は、指示等を行い、改善が見られないときは、指定を取り消すことがある。
- ④指定期間中に、条例・規則等の変更があった場合は、指定管理者にて柔軟に対応すること。

7 従事者に必要な資格及び配置基準

施設運営を円滑に進めるために必要な従事者を配置すること。また、土日祝日や夏休み期間など、施設の利用が多い時期であっても、サービスが低下しないような人員体制とすること。

(1) 総括責任者（1名）

(2) 担当者

- ①各種業務を行う担当者を配置させること。
- ② 担当者は全てパソコン（Excel・Word）の基本的な操作を行える者。

(3) その他

利用者の安全に配慮した管理運営を行うため、次の有資格者を配置すること。

- ① 公認スポーツ施設管理士（公益財団法人日本スポーツ施設協会認定）の有資格者または公認スポーツ施設運営士（公益財団法人日本スポーツ施設協会認定）の有資格者
- ② 日本赤十字救急法救急員
- ③ 甲種防火対象物の防火管理者
- ④ AED（自動体外式除細動器）の取り扱いができる普通救命講習修了証を有する者

※①について、必ず各1名以上配置すること。②③についても、必ず各1名以上配置すること。

なお、①②については、令和9年度中に資格を取得し、④については、全従事者が取得すること。

8 指定管理者の応募資格等

(1) 応募資格

- ①応募者は、法人その他の団体（以下「団体等」という。）又は、複数の団体等により構成された共同企業体等（以下「共同企業体等」という。）であって、指定期間中、安全かつ円滑に施設の管理運営を行うことができる者とする。
- ②体育・スポーツ施設の指定管理者としての実績を有すること。

なお、共同企業体等で応募する場合は、グループの代表構成団体が8（1）①の管理運営の実績を有すること。

③応募者は、和歌山市内に事務所等活動の拠点を置いている者又は今後、指定管理者の指定の議決後から基本協定書締結までの期間に和歌山市内に事務所等を設置できる者とする。

なお、代表構成員が和歌山市内に事務所等活動拠点がなくても、構成団体の中に和歌山市内に事務所等活動の拠点を置いている者を含んでいけばよい。

④東公園における指定管理者の募集に係る現地説明会に参加していること。共同企業体等による申請の場合は、代表となる団体が現地説明会に参加していれば申請できるものとする。

(2) 共同企業体等の応募について

①構成員の中から代表構成団体を定めること。

②協定書の締結にあたっては、共同企業体等の構成団体すべてを協定の当事者とする。

③選定後の協議は、代表構成団体を中心に行うが、協定書に関する責任は、共同企業体等すべての構成団体が負うこと。

(3) 複数応募の禁止

①単独で応募した団体等は、共同企業体等で応募することはできない。

②共同企業体等で応募した団体等は、他の共同企業体等の構成団体となることはできない。

(4) 共同企業体等の構成団体の変更

共同企業体で応募した場合、その構成団体の変更は認めない。

(5) 欠格条項

次に該当する団体等（共同企業体等の構成団体等を含む。）は、応募者となることができない。

①地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項又は和歌山市公の施設に係る指定管理者の事務等に関する条例第11条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。

②和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の事務等に関する条例第4条第3項の規定により候補者とされなかった団体（当該団体に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたことにより候補者にされなかったものに限る。）であること。

③本市から指名停止措置を受けている者

④本市の徴収金（和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第2条第9号に規定する徴収金をいう。）について未納の額があること。

⑤法人税並びに消費税及び地方消費税について未納の税額があること。

⑥和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第14条の規定に違反して暴力団の威力を利用していると認められること。

⑦地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。第7条において「政令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当することとなった日から起算して2年を経過しないものであること。

⑧再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算手続開始の申立て又は外国倒産処理手続の承認の申立てをしているもの（当該申立てに係る再生手続、更生手続、特別清算手続又は承認援助手続が終了しているものを除く。）であること。

⑨本市における指定管理者の選定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者。

⑩和歌山東公園指定管理者選定委員会の委員が経営又は運営に直接関与している団体

（注）指定申請時点で、欠格条項に該当しなかった団体等が、以後、欠格条項に該当することと

なった場合は、指定管理者の指定は行わず、又は指定の取消し等を行うことがある。

(6) 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外する。

- ①選定審査に関する照会、要求等を申し入れた場合
- ②要項に違反、又は著しく逸脱した場合
- ③提出期間内に手続きに必要な全ての書類等が提出されなかった場合
- ④その他不正行為があった場合

9 決定までのスケジュール

① 募集要項配布期間	令和8年8月24日（月）～9月9日（水）
② 現地説明会参加申込受付期間	令和8年8月24日（月）～9月9日（水）
③ 現地説明会	令和8年9月11日（金）
④ 質問事項受付期間	令和8年8月24日（月）～9月9日（水）
⑤ 質問事項回答期日	令和8年9月17日（木）（予定）
⑥ 申請書受付期間	令和8年9月14日（月）～9月30日（水）
⑦ 経営状況調査期間	令和8年9月中旬～10月中旬（予定）
⑧ 選定委員会ヒアリング	令和8年10月下旬～11月上旬（予定）
⑨ 選定結果通知	令和8年11月下旬（予定）
⑩ 議会における議決	令和8年12月上旬（予定）
⑪ 基本協定書の締結	令和9年2月下旬（予定）
⑫ 年度協定書の締結	令和9年4月1日（木）
⑬ 指定管理者による管理の開始	令和9年4月1日（木）

10 募集要項の配布期間

(1) 募集要項等の配布

- ①配布期間：令和8年8月24日（月）～9月9日（水）まで
※ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- ②配布時間：午前9時から午後5時まで
- ③配布場所：和歌山市都市建設局 都市計画部 公園緑地課（市役所本庁舎9階）
※市のホームページからもダウンロードできます。
- ④配布資料一覧
 - ア．指定管理者募集要項（本書）
 - イ．指定管理業務仕様書
 - ウ．指定管理者指定申請書他提出関係書類一式
 - エ．その他資料

11 現地説明会

- ①参加申込書受付期間：令和8年8月24日（月）から9月9日（水）まで
※ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

②参加申込書受付時間：午前9時から午後5時まで

※和歌山東公園指定管理に係る説明会参加申込書（様式7）により、電子メール又はFAXで公園緑地課に申し込むこと。（電話・口頭での申し込みは受けない。）

※現地説明会に不参加の場合は、応募できないので注意すること。ただし、現在施設を管理している場合は、この限りではない。

③現地説明会実施日：令和8年9月11日（金） 午前10時から

④開催場所：和歌山東公園管理事務所

なお、管理事務所と駐車場の位置については、別添資料（説明会場位置図）のとおり。

⑤留意事項

ア．指定管理者募集に係る資料一式を持参すること。

イ．参加者多数の場合、日時及び場所を変更することがある。

ウ．参加できる人数は、1団体につき3名までとする。共同企業体等として参加する場合も同様とする。

エ．駐車場スペースに限りがあるため、十分に配慮した方法で来所すること。

12 質問事項受付期間及び回答方法

①質問事項受付期間：令和8年8月24日（月）から9月9日（水）午後5時00分まで
※ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

②質問事項受付方法：質問書（様式8）により受付

③質問書提出場所：和歌山市 都市建設局 都市計画部 公園緑地課

④質問書提出方法：電子メールで提出（電話、口頭、FAX等での質問は受付ない。）
※電子メール送信後、必ず確認の電話をすること。

⑤質問書回答期日：令和8年9月17日（木）予定

⑥質問書回答方法：電子メール

13 指定申請書等の提出

（1）提出書類

書 類 名	備 考
① 和歌山東公園指定管理者指定申請書	様式1
② 収支予算書（令和9年度～令和13年度）	様式2
③ 事業計画書（令和9年度～令和13年度）	様式3
④ 申請資格に係る申立書	様式4
⑤ 定款又は寄附行為	法人以外の団体は、これらに相当する書類
⑥ 役員名簿	
⑦ 登記事項証明書謄本	令和8年8月24日以降に発行されたもの

⑧ 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む3か年分の団体等の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、資金収支計算書、財産目録等及び事業報告書）	指定申請の日の属する事業年度に設立された団体等にあつてはその設立時における財産目録
⑨ 試算表	決算後6箇月を経過している場合
⑩ 指定申請の日の属する事業年度における団体等の事業計画書及び収支予算書（直近3か年分）	売上計画、利益計画等
⑪ 申請者概要	様式5 設立趣旨、従事者数、資本金の額その他経営規模等
⑫ 決算月の総従業員数	3か年分
⑬ 税の滞納がないことを証明するもの （国・県・市税納税完納証明書又は非課税証明書） ※市町村税の完納証明書を発行していない市町村の場合については、以下の証明書を提出すること。 ・法人市民税の納税証明書又は非課税証明書（直近2年度分） ・固定資産税の納税証明書又は非課税証明書（直近2年度分）	令和8年度（令和7年分）
⑭ 労働者災害保険に加入していることを証明する書類の写し	従事者を雇用していない事業者は除く。
⑮ 従事者に必要な資格に係る書類	資格者証の写し、資格所有者の雇用関係等を説明する書類
⑯ 共同企業体構成員表	様式6 単独の場合は不要
⑰ その他、本市が必要と認める書類	

《応募書類の製本方法について》

（１）提出の際は、正本（１部）・副本（９部）ごとにフラットファイル（Ａ４サイズ、２穴）に前記に掲げる順序で、各ページの先頭に次の名称でインデックスを付けて綴じておくこと。

（順序）①指定申請書⇒②収支予算書⇒③事業計画書⇒④申請資格に係る申立書⇒⑤定款又は寄付行為⇒⑥役員名簿⇒⑦登記事項証明書謄本⇒⑧貸借対照表⇒⑧-１損益計算書⇒⑧-２資金収支計算書⇒⑧-３財産目録⇒⑧-４事業報告書⇒⑨事業計画書⇒⑩-１収支予算書⇒⑪申請者概要⇒⑫決算月の総従業員数⇒⑬納税証明書等⇒⑭労働者災害保険加入証明⇒⑮従事者に必要な資格⇒⑯共同企業体構成員表⇒⑰その他

（２）フラットファイルの背・おもて表紙には、下の例のとおりラベルをつけておくこと。

例：和歌山東公園指定管理者応募書類 株式会社〇〇

（注）応募書類はプレゼン時の説明資料となるので、両面印刷し、ページ数を付けて分かり易いようにしておくこと。

(2) 提出期間

令和8年9月14日（月）から9月30日（水）まで

※ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

※受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

※提出期限後は、変更及び追加は認めない。（軽微な変更を除く。）

(3) 提出場所

和歌山市 都市建設局 都市計画部 公園緑地課

(4) 提出方法

指定申請書等10部（正本1部・副本9部）を上記に定める提出場所に必ず持参すること。

提出方法は、上記方法のみとし、郵送、FAX等による提出は受理しない。また、要求した内容以外の書類、図面等についても受理しない。

なお、収支予算書（様式2）及び事業計画書（様式3）については、作成した資料データを必ず提出すること。

(5) 提出にあたっての留意事項

①提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできない。（軽微な変更を除く。）

②提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、委員会は指定管理者の決定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。

③申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、和歌山東公園指定管理者辞退届（様式9）を提出すること。

④提出書類の使用言語

提出書類の作成にあたっては、日本語を使用すること。

⑤虚偽の記載をした場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

⑥個別接触の禁止

和歌山東公園指定管理者選定委員会の委員、本市の職員その他本件関係者に対する本件申請についての個別接触を禁止する。

なお、接触の事実が認められた場合は、失格とする。

⑦情報公開

提出書類は、個人情報及び法人に係る事業運営上の地位、その他の社会的地位が損なわれると認められる場合等、原則非公開とするものを除き、広く公表を行う。

また、和歌山市情報公開条例の規定に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開する。

⑧追加資料の提出

市長が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

⑨応募に関する費用負担

応募に際して必要な費用は、応募者負担する。

⑩その他

本市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じるとともに、この検討の目的内であっても本市の承諾を得ることなく第三者に対し使用させ、又は内容を提示することを禁ずる。

14 応募者による提案

応募者は、次に掲げる事項について、事業計画書（様式3）により提案することとする。

- （1）施設の設置目的等を踏まえた管理運営の基本的考え方、施設の平等な利用の確保の手法等
- （2）利用者のサービス向上及び施設の利用促進についての考え方等

- ①利用者のサービスを向上させるための具体的な方策

- 利用者の要望の把握方法等

- ②利用者増のための考え方等

- 自主事業、広報計画等

（注）指定管理者は、公の施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上のために、独自に企画提案し、市長が承認した事業に限り、自己の責任と費用により自主事業を実施することができる。

- （3）施設の適切な維持管理を図る方策

- ①適正な財政規模及び経営規模

- ②類似施設の実績と成果

- ③個人情報保護の考え方等

- ④安心・安全面からの管理運営の具体策等

- ⑤施設設備・備品等の管理方法と第三者業務委託の考え方等

- （4）予算計画

- ①管理経費の効率化につながる方策

- ②指定期間中の収支計画

- （5）施設の管理運営体制等

- ①役割分担・責任体制の考え方等

- ②職員の配置と勤務体制

- ③職員の研修計画

- （6）その他のアピールポイント等

15 指定管理者の選定方法

提出した書類及びヒアリングによる選定

- （1）選定の手順

- ①募集及び選定は、公募型プロポーザル方式とする。

- ②申請書の受理後、公園緑地課において資格審査を行う。

- ③資格審査の後、その団体が安定した管理体制を提供できる団体であるか判断するため、経営状況の審査を実施する。審査を実施するにあたり、必要に応じて市、又は市と契約をした税理士等から、追加資料の提出及びヒアリングの実施を団体に求める場合がある。

- ④外部の学識経験者等計5名により構成された和歌山東公園指定管理者選定委員会（以下「

選定委員会」という。)において、選定基準に基づき書類審査及びヒアリングにより審査を行う。なお、選定委員会の会議は、非公開とする。

- ④ 選定委員会において、指定管理者の候補者を選定する。
- ⑤ 指定管理者の指定は、令和8年12月和歌山市議会定例会での議決を経て行う。なお、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とする。
- ⑦応募者が1団体のみであっても、選定委員会が基準に満たないと認めたときは選定されない。

(2) ヒアリング

- ①実施方法は、応募者の代表者等（応募団体の職員3名までの出席に限る。）から事業計画書等についての説明及び選定委員会からの質疑とする。
- ②ヒアリングに要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- ③ヒアリングの場所、日時等詳細については、該当する団体に別途通知する。

16 指定管理者の選定基準

指定管理者の選定にあたって、その基準となる要件は、次のとおり。

- (1) 当該、公の施設の効用を最大限に発揮させる内容の事業計画書を作成したものであること。
- (2) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力及び実績を有する者であること。
- (3) 当該、公の施設の管理を行うにあたり、公共性、公平性、公正性を確保できる者であること。
- (4) 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) スポーツ振興事業・公園管理等を実施する能力を有していること。
- (6) その他必要と認める事項

※選定基準

	選 定 項 目	審査する 主な書類	配点 200 点
1	住民の平等な利用を確保することができるものであるか。		30
	施設の性格、設置目的、業務内容を的確に把握し、指定管理者となる意義や責任等を認識しているか。	様式 3-1	10
	平等性、公共性を確保するものとなっているか。	様式 3-2	10
	利用者及び市民からの苦情に対し、適切に行えるものとなっているか。	様式 3-3	10
2	公の施設の効用を最大限に発揮することができるものであるか。		30
	利用者及び市民からの意見要望などを反映させる方策がとられているか。	様式 3-4	10
	利便性の向上や利用者数が増加を図るための具体的な提案がされているか。	様式 3-5	10
	自主事業の内容が魅力的かつ具体的で、施設の効用の増進に資する内容で、過度に利益を優先するものになっていないか。	様式 3-6	5

	広報宣伝に関しての考え方が適切かつ具体的に示されているか。	様式 3-7	5
3	施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであるか。		65
	管理運営を継続的・安定的に行う適正な財政基盤及び経営規模を有しているか。	提出書類	10
	類似施設を良好に運営した実績はあるか。また、成果を挙げているか。	様式 3-8	30
	個人情報の保護に関し、必要な措置を講じる提案がされているか。	様式 3-9	5
	安全対策は明瞭で、業務従事者の教育、訓練の実施計画はあるか。	様式 3-10	10
	施設設備、備品等の維持管理や第三者への業務委託に関する方法及び考え方は適切であるか。	様式 3-11	10
4	施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであるか。		30
	収支計画の積算が明確で、実現可能な提案がされているか。	収支予算書	10
	施設の管理経費が縮減される提案となっているか。	様式 3-12	10
	予想を超えた利益の扱いに関して、適切な提案がされているか。	様式 3-13	10
5	施設の管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか。		30
	団体内における役割分担や責任体制は明確かつ適当か。 また、業務の実施に関し、資格者を含め、適切な人員配置や勤務体制となっているか。	様式 3-14	15
	従事者への教育、研修（接遇研修等）体制は適切か。	様式 3-15	15
6	その他		15
	大会や合宿等の誘致に向けての取り組み及び事例	様式 3-16	5
	優先雇用及び物品の調達活用についての考え方はどうか	様式 3-17	5
	環境への配慮についての考え方はどうか	様式 3-18	5

17 選定結果の通知・公表

選定結果については、令和 8 年 1 0 月下旬に申請者全員に対して郵送にて通知する。また審査の透明性を図るため、選定結果（応募者名及び得点等）をホームページ等で公表する。

18 和歌山東公園管理運営に係る指定管理者と本市のリスク分担

項 目	本 市	指定管理者
施設、設備の設置基準等に関する法令の変更によるもの	◎	
指定管理者業務一般に関する法令によるもの		◎
資金調達		◎
物価（指定後のインフレ、デフレ）	協議事項	
金利の変動		◎
本市の責任による業務の中止等	◎	

指定管理者の責任による業務の中止等		◎
指定管理者の事務放棄、破綻		◎
申請費用の負担		◎
施設運営の引継ぎコストの負担		◎
本市以外の要因による運営費の増加		◎
本市の協定内容の不履行	◎	
指定管理者の事由による業務内容及び協定内容の不履行		◎
要求水準の不適合		◎
管理運営		◎
機械設備の保守点検（法定を含む）		◎
備品の購入及び管理	○	◎
必要な消耗品の購入		◎
不可抗力による業務の変更、中止等	協議事項	
不可抗力による施設の修繕等	協議事項	
不可抗力以外の施設の修繕等	◎ (1件20万円以上)	◎ (1件20万円未満)
施設の法的管理（使用許可・目的外使用許可）	◎ (目的外使用許可)	◎ (使用許可)
苦情対応	○	◎
事故対応	○	◎
災害時対応	○（指示等）	◎
災害復旧	◎	○
包括的管理責任	◎	
使用者に係る賠償責任保険の加入	○	◎
火災保険の加入	◎	
施設の管理瑕疵により損害が生じた場合		◎
施設の設置瑕疵により損害が生じた場合	◎	
施設の整備、改修	○	◎
施設の維持管理（植物管理、清掃、施設保守点検、設備等 法定点検、安全衛生管理、光熱水費支出等）	○	◎
利用指導、案内、警備		◎

◎：主たる業務として行う。 ○：補助的な業務として行う。

※ただし、実際の管理にあたっての責任分担の詳細は、指定管理者決定後、市との協議のうえ、決めることとする。

※使用者の責に帰すべき事由による損傷で、その使用者が特定できる場合における損害回復等についての交渉は、指定管理者が行う。

※指定管理者の責に帰すべき事由により生じた損害について、本市が損害を賠償したときは、本市は指定管理者に求償権を有するものとする。

19 その他の事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による指定の取り消し等

①次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務等の全部若しくは一部の停止を命ずる場合がある。

ア．指定管理者が関係法令等に違反する等、不正行為を行ったとき。

イ．指定管理者が委員会に対し、虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

ウ．指定管理者が応募資格要件に該当しなくなったとき。

エ．指定管理者が経営状況の悪化などにより、本業務等を行うことが不可能又は著しく困難となったとき。

オ．指定管理者の業務が基準を満たしておらず、指示等を行ったが、改善がみられないとき。

カ．その他本市が必要と認めるとき。

②上記の取り消し等の事由により、本市が指定を取り消し、又は期間を定めて本業務等の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、本市に損害が生じたときは、指定管理者は、本市にその損害を賠償しなければならないものとする。この場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じて、本市はその賠償の責めを負わない。

③指定管理者は、上記の取り消し事由のウ若しくはエに該当することとなった場合、又はそのおそれがある場合は、速やかに委員会に報告しなければならない。

(2) 不可抗力等による指定の取り消し等

不可抗力その他やむを得ない事由により、業務の継続が困難となった場合、双方協議の上、指定の取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を行うことができるものとする。この場合において、取り消し等により発生する損害等の負担については、協議の上決定する。

(3) 業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取り消し等により、本市が指定する者に業務を引継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力すること。

①指定期間開始前に申し込まれた施設の利用申請や、その他必要なデータ等については、原則として現指定管理者から引継ぐこと。

②指定期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、施設を指定期間開始前の状態に復して次期指定管理者に引継ぐこと。業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎを行うとともに、必要なデータ等についても提供すること。

(4) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市及び指定管理者双方が誠意をもって協議するものとする。

20 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 公園緑地課（管理班）

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地（本庁舎9階）

電話 073-435-1076

F A X 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 9 7
e-mail koen@city.wakayama.lg.jp